宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年６月20日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ナイス株式会社　②国土交通大臣(15)1125　③代表取締役　津戸裕徳　④神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番１号　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市港北区菊名六丁目17番１号藤和ビル１階・203号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番１号　ナイス株式会社　代表取締役　津戸裕徳

①株式会社ヱルデ・エンタープライズ　②神奈川県知事(1)25336　③代表取締役　佐野正恭　④神奈川県中郡大磯町大磯503番地　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県中郡大磯町大磯503番地　株式会社ヱルデ・エンタープライズ　代表取締役　佐野正恭

①金沢市農業協同組合　②石川県知事(10)2211　③代表理事組合長　虎本重　④石川県金沢市松寺町未59番地１　⑤1000万円　⑥石川県知事　⑦石川県金沢市松寺町未59番地１　金沢市農業協同組合　代表理事組合長　虎本重

（仮称）野辺地風力発電事業更新計画に係る対象事業の実施を他の者に引継いだ旨の公告

環境影響評価法第三十条第一項第三号及び環境影響評価法施行規則第十七条の規定に基づき、対象事業の実施を他の者に引継ぎましたので、次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

代表取締役社長　諏訪部哲也

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

二、対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）野辺地風力発電事業更新計画

風力発電所設置事業

発電設備出力　五万千六百キロワット

基数　十二基

三、環境影響評価法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業の実施を合同会社ユーラスエナジー野辺地へ引継ぎましたので、環境影響評価法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

合同会社ユーラスエナジー野辺地

代表社員　株式会社ユーラスエナジーホールディングス

職務執行者　中村　勇紀

青森県上北郡野辺地町字向田一一七番地一

令和七年六月二十日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

代表取締役社長　諏訪部哲也